

2-4-1 市町別社会福祉施設数

施設の種類	保護施設			児 童 福 祉 施 設														婦 人 保 護 施 設		
	救 護 施 設	医 療 保 護 施 設	授 産 施 設	助 産 施 設	乳 院	母 子 生 活 支 援 施 設	保 育 所	幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園	県 立 児 童 厚 生 施 設	児 童 館	児 童 遊 園	児 童 養 護 施 設	福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	医 療 型 障 害 児 入 所 施 設 等	福 祉 型 児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー	医 療 型 児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー	児 童 心 理 治 療 施 設		児 童 自 立 支 援 施 設	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー
1 宇都宮市	1	1		1	1	1	79	22	1	3	1	2		2	2	2			1	1
2 足利市							22	10		4		2		1						
3 栃木市							15	13		6				1						
4 佐野市	1				1		18	7		6					1					
5 鹿沼市							19	3				1								
6 日光市							15	4		4										
7 小山市					1		33	16		2	2									
8 真岡市				1			10	8		1		1								
9 大田原市				1			11	3						1			1			
10 矢板市							8	3		2			1					1		
11 那須塩原市							23	8							1					
12 さくら市							9	2		3		2	1		1			1	1	
13 那須烏山市			1		1		3	2				2	1							
14 下野市							8	6		5			1							
15 上三川町							7													
16 益子町							5	2		1										
17 茂木町							2	2												
18 市貝町							2	3												
19 芳賀町							3	2												
20 壬生町							6	3		1										
21 野木町							2	1		2		1								
22 塩谷町							3													
23 高根沢町							7			2										
24 那須町							6													
25 那珂川町								2												
県 計	2	1	1	3	3	2	316	122	1	42	3	11	4	5	5	2	1	2	2	1

施設の種類	老人福祉施設						介護保険施設				障害者支援施設	身体障害者社会参加支援施設	
	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	老人(在宅)介護支援センター	老人福祉センター	老人福祉施設付設作業所	老人憩いの家	指定介護老人福祉施設	介護老人保健施設	指定介護療養型医療施設	介護医療院	障害者支援施設	点字図書館	聴覚障害者情報提供施設
市町													
1 宇都宮市	1	13		5	2		41	10	2		8	1	1
2 足利市	1	3	2	3			20	6		1	7		
3 栃木市	1	1	3	3			26	6		1	5		
4 佐野市	1	2	2	3			14	5			1		
5 鹿沼市	1	2	7	1			13	3			4		
6 日光市	1			1			13	5		1	3		
7 小山市	1	1	12	1			16	6		1	2		
8 真岡市			2	1	1		10	3			1		
9 大田原市	1		7			1	12	2			3		
10 矢板市							4	2			2		
11 那須塩原市		2					11	4	1	1	1		
12 さくら市				1			5	2			5		
13 那須烏山市	1						6	2			2		
14 下野市							8	1			1		
15 上三川町			3				4						
16 益子町							2	2			2		
17 茂木町							3	1					
18 市貝町			1				2						
19 芳賀町			1				2						
20 壬生町							4	1			1		
21 野木町		1		1			2	1			1		
22 塩谷町							2	1		1	1		
23 高根沢町		1	2	1			3	1		1			
24 那須町	1						5				1		
25 那珂川町			1	1			3						
県計	10	26	43	22	3	1	231	64	3	7	51	1	1

市町	施設の種類	その他の施設											合計		
		無料低額診療施設	国民健康保険直営診療施設	授産施設	福祉センター	市町村保健センター	隣保館	認知症疾患医療センター	自立援助ホーム	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	地域子育て支援拠点	地域包括支援センター		無料低額宿泊所	地域生活定着支援センター
1	宇都宮市	3			2	1		2	2	1	12	25	1	1	255
2	足利市				1	1	1	2		1	8	7			103
3	栃木市				3	5	2		2		15	8	1		117
4	佐野市		5		1	3	2		1		9	5			88
5	鹿沼市				2	1	1	1			5	7			71
6	日光市		1	1	2	5				1	3	6			66
7	小山市					1					7	6			108
8	真岡市				1	1		1			3	2			47
9	大田原市					2					6	3			54
10	矢板市					1		1			3	2			30
11	那須塩原市				2	2					9	8			73
12	さくら市				2	2					7	2			46
13	那須烏山市		1		2	1		1			2	2			30
14	下野市				2	2		1			3	3			41
15	上三川町				1	1					2	1			19
16	益子町				1	1				1	2	1			20
17	茂木町				1	1					1	1			12
18	市貝町				1	1					1	1			12
19	芳賀町					1					2	1			12
20	壬生町				1	1		1	1		2	2			24
21	野木町					1					2	1			16
22	塩谷町										1	1			10
23	高根沢町				1	1					4	2			26
24	那須町				1	1					1	2	1		19
25	那珂川町				2	1					2	1			13
県計		3	7	1	29	38	6	10	6	4	112	100	3	1	1,312

## 栃木県災害福祉広域支援協議会設置要綱

### 第1条 設置

栃木県内又は県外での大規模災害時における要配慮者の福祉ニーズの把握及び支援調整等を広域的に行う仕組みを構築するため、県と民間団体を構成員とする栃木県災害福祉広域支援協議会（以下、「協議会」という）を設置する。

### 第2条 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があるとして認められる規模の災害
- (2) 要配慮者 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、災害時又は避難所での生活において特別な配慮を必要とする者
- (3) 栃木県災害福祉支援チーム 福祉・介護等の専門職員等により構成され、大規模災害発生時に避難所、福祉避難所（要配慮者を受け入れる避難所をいう。）その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設において要配慮者を支援するチーム（以下「チーム」という。）
- (4) チーム員 チームを構成する者

### 第3条 所掌事務

協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 大規模災害時における要配慮者支援に関すること
- (2) 大規模災害に備えたチーム員の養成及びチームの編成に関すること
- (3) その他必要と認められる事項に関すること

### 第4条 構成

- (1) 協議会は、別表に掲げる団体（以下、「構成団体」という。）で組織し、構成団体から推薦のあった者を委員とする。
- (2) 委員の任期は設けないものとし、構成団体は、委員に異動等が生じた場合は、事務局に届け出るものとする。
- (3) 協議会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (4) 協議会の活動に関して検討を行うため、部会を置くことができる。
- (5) 協議会に事務局を設けることとし、事務局は、栃木県保健福祉部保健福祉課及び栃木県社会福祉協議会が担う。

### 第5条 役員

- (1) 協議会に、会長を置く。
- (2) 会長は栃木県保健福祉部次長兼保健福祉課長をもって充てる。

### 第6条 会議

協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

### 第7条 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

### 附則

この要綱は、平成30（2018）年6月21日から施行する。

(別表 第4条関係)

## 栃木県災害福祉広域支援協議会 構成団体

No	分野	団体等名
1	全般	栃木県社会福祉協議会
2		栃木県社会福祉法人経営者協議会
3		栃木県社会福祉士会
4	高齢	栃木県老人福祉施設協議会
5		栃木県老人保健施設協会
6		栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会
7		とちぎケアマネジャー協会
8		栃木県認知症高齢者グループホーム協会
9		栃木県介護福祉士会
10		栃木県高齢者福祉協会
11	障害	栃木県身体障害者施設協議会
12		栃木県障害施設・事業協会
13		栃木県精神保健福祉士会
14		栃木県精神障害者支援事業協会
15		とちぎ障がい者相談支援専門員協会
16	児童	栃木県保育協議会
17		栃木県児童養護施設等連絡協議会
18	学識	国際医療福祉大学
19	行政	栃木県

## 栃木県災害福祉広域支援協議会運営要領

### 第1条 目的

この要領は、栃木県災害福祉広域支援協議会設置要綱に基づき、栃木県災害福祉広域支援協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

### 第2条 基本協定

県は、チーム員の派遣について協力する協議会の構成団体と、栃木県災害福祉広域支援に関する基本協定（様式第1号）を締結するものとする。

### 第3条 平常時の事務分掌

#### (1) 県

- ア 協議会が行う活動の周知・啓発に関すること
- イ 市町、関係機関、関係団体との協力連携体制の構築（事前協定を含む。）に関する  
こと
- ウ チーム員の募集・登録に関すること
- エ チーム員登録者名簿の管理に関すること
- オ その他、協議会の運営に関して必要な事項に関すること

#### (2) 栃木県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）

- ア 協議会が行う活動の周知・啓発に関すること
- イ チーム員の研修に関すること
- ウ チーム員登録者名簿の運用に関すること

#### (3) 構成団体

- ア 協議会が行う活動への協力・連携に関すること
- イ 協議会の活動に関する団体の会員等への周知・啓発、県との協力促進に関する  
こと

### 第4条 大規模災害発生時の事務分掌

#### (1) 県

- ア 被害情報の収集に関すること
- イ チーム派遣の要否の判断、チームの設置、派遣の指示・要請に関すること
- ウ チーム員が行う活動に対する後方支援に関すること
- エ 費用負担に係る調整に関すること
- オ その他、チームの派遣に関して必要な事項に関すること

#### (2) 県社協

- ア チームの派遣調整及びチーム編成に関すること
- イ チームの派遣手続きに関すること
- ウ チーム員が行う活動に対する後方支援に関すること
- エ その他、チームの派遣に関して必要な事項に関すること

#### (3) 構成団体

- ア 会員にチーム員の派遣を促進するなど、県社協が行うチームの派遣調整に対す  
る協力に関すること
- イ チーム員の活動状況等の情報共有に関すること
- ウ その他、チームの派遣に関して必要な事項に関すること

## 第5条 個人情報の保護

協議会の運営にあたり取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）その他関係法令、規程等に基づき、事務局の責任において、適切に取り扱うものとする。

## 第6条 費用負担等

- (1) 県社協によるチーム員が行う活動に対する後方支援に要する次の費用は、県が負担する。
  - ア 後方支援に従事したことによる日当、超過勤務手当、旅費等の実費
  - イ その他の費用で、県が特に必要と認める費用
- (2) 前項に基づく費用については、原則として、活動報告書の確認後に県社協に対し支払うものとする。
- (3) 県は、県社協の後方支援に伴う事故等に対応するため、後方支援に従事する者を対象とする傷害保険に加入し、その保険料は県が負担する。
- (4) チームの活動に要する費用負担等については、別途「栃木県災害福祉支援チーム設置運営要領」に定める。

## 第7条 補足

この要領の実施に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

### 附則

この要領は、平成30（2018）年9月7日から施行する。

### 附則

この要領は、令和2（2020）年4月1日から施行する。

## 栃木県災害福祉支援チーム設置運営要領

### 第1条 目的

この要領は、栃木県災害福祉広域支援協議会設置要綱に基づく、栃木県災害福祉支援チーム（以下、「チーム」という。）の設置及び編成並びに運営に関して必要な事項を定める。

### 第2条 派遣協定

- (1) チーム員の派遣に協力しようとする法人（以下、「協力法人」という）は栃木県災害福祉支援チーム員派遣協力申出書（様式第1号）を提出するとともに、大規模災害発生時にチーム員として活動可能な者を、栃木県災害福祉支援チーム員候補者登録票（様式第2号）に記載し、県に提出するものとする。
- (2) 県は前項の提出を受けたときは、協力法人等と栃木県災害福祉支援チーム員の派遣に関する協定（様式第3号）を締結するものとする。
- (3) 協力法人等は、第1項の提出内容に変更が生じたとき又は辞退するときは、登録事項変更等届出書（様式第4号）により、速やかに県に提出するものとする。

### 第3条 チーム員の登録等

- (1) チーム員は、次に掲げる全ての要件を満たした者とする。ただし、協力法人に所属していない者で、その他の条件を満たす場合はこの限りではない。
  - ア 別表に掲げる資格等を有し、協力法人等に勤務していること
  - イ 原則として3年以上の実務経験を有していること
  - ウ 協力法人等の長からチーム員候補者として前条第1項の届出がなされていること
  - エ 栃木県社会福祉協議会（以下、「県社協」という）が実施する研修を受講していること
- (2) 県は、前項の要件を満たした者のうち、希望する者をチーム員として登録する。
- (3) チーム員登録名簿は県で管理することとし、県社協とその内容を共有する。

### 第4条 チームの派遣要請

- (1) 県は、チーム派遣が必要と判断した場合には、県社協に対し、文書又は口頭によりチームの編成を依頼するとともに、構成団体に対し、チームの編成に着手した旨を通知する。
- (2) 前項の依頼を受けた県社協は、協力法人及びチーム員に対し、メール又はFAXにより派遣への協力を要請する。また、構成団体は、前項の通知を受けた場合には、会員にチーム員派遣を促進するなど、県社協が行うチーム編成に関し、必要な協力を行うよう努めるものとする。
- (3) 前項の要請を受けた協力法人は、チーム員と調整のうえ、県社協に対し、メール又はFAXにより、速やかに派遣の可否を報告する。ただし、協力法人に所属していないチーム員については、県社協に対し直接派遣の可否を報告する。
- (4) 県社協は前項の報告を踏まえ、県と調整のうえ、チームを編成するとともに、交通手段や宿泊先を確保し、その結果を県に報告する。
- (5) 県は、前項の報告に基づき、派遣計画を決定し、チーム員を派遣する協力法人及び派遣されるチーム員に派遣の決定を通知する。
- (6) チームの活動に当たって必要となる資機材等については、原則として県が準備するものとする。

(7) 第1項の判断を行う目安については、次のとおりとする。

- ア 県内で災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合であって、避難所等を設置する市町村等から派遣要請があったとき
- イ 県外で災害救助法が適用される程度の災害が発生した場合であって、国又は避難所を設置する都道府県等から派遣要請があったとき

#### 第5条 チームの編成等

- (1) チームは、1チーム当たり4～6名程度とする。
- (2) 1チーム当たりの活動期間は、原則としておおむね7日間（移動日を含む）とし、活動期間終了後も、チーム派遣が必要な場合は、順次交代チームを派遣する。
- (3) チームの活動期間は、原則として災害初期（発災からおおむね2ヶ月）とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。
- (4) 県社協は、チーム員の中からリーダー及び連絡調整を果たす者をそれぞれ指名できる。

#### 第6条 活動内容

- (1) チームは、市町等が設置する災害対策本部等に参集し、その指揮下で活動することを基本とし、次に掲げる活動を行うこととする。
  - ア 避難者等の福祉ニーズの把握及び要配慮者のスクリーニング
    - ・避難者等の福祉ニーズを把握し、災害対策本部等の関係機関へつなぐ。
    - ・緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などにつながるよう支援を行う。
    - ・避難者等の福祉課題をアセスメントし、関係者と共有を図り、支援体制のコーディネートを行う。 等
  - イ 避難者等からの相談対応及び介護を要する者への応急的支援
    - ・避難者等からの相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
    - ・避難所等において介護等の支援が必要な者がいる場合は、応急的に介護等支援を行う。 等
  - ウ 避難所等の環境整備
    - ・避難所等の環境面での福祉課題を把握し、その解消に向けた調整を行う。
    - ・要配慮者に考慮し、避難環境を良好に保つ。 等
- (2) チームは、前項に掲げるもののほか、福祉的支援として必要と認められる活動を行うものとする。
- (3) チームの活動に当たっては、市町村災害対策本部や医療救護班、保健活動班等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。
- (4) チームは、1日の活動が終了する都度、その活動状況等について、県に対し、口頭により報告する。
- (5) チームは、活動期間の終了に伴い、交代チームが派遣された場合には、交代チームに対し、その活動状況等について引継ぎを行う。
- (6) チームは、活動が終了した後、栃木県災害福祉支援チーム活動報告書（様式第5号）により、その活動結果等について県に報告する。ただし、災害の状況等により、文書による報告が困難である場合は、口頭での報告に代えることができるものとする。

## 第7条 研修等

協議会は、チーム員の技術の向上等を図るため、研修及び訓練の実施に努めるものとする。

## 第8条 費用負担等

- (1) チームの運営及び活動等に要する次の費用は、県が負担する。
  - ア 活動に従事したことによる日当、超過勤務手当、旅費等の実費
  - イ その他の費用で、県が特に必要と認める費用
- (2) 第1項に基づく費用については、原則としてチーム員を派遣した協力法人に対し、活動報告書の確認後に支払うものとする。
- (3) 県は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料は県が負担する。

## 第9条 補足

この要領の実施に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

## 附則

この要領は、平成30(2018)年9月7日から施行する。

## 別表(第3条関係)

区 分	名 称
国家資格又は 公的資格等	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、 保育士、ホームヘルパー、相談支援専門員、介護職員、 生活相談員、生活支援員、地域包括支援センター職員 等
その他	知事が認めた者

(様式第1号)

栃木県災害福祉支援チーム員派遣協力申出書

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

法人名

代表者名

(電話番号 )

(FAX番号 )

(メールアドレス )

当法人は、「栃木県災害福祉支援チーム設置運営要領」の規定に基づき、栃木県災害福祉支援チーム員の派遣について、協力することを申し出ます。

記

派遣元事業所

事業所名	所在地	派遣可能人数（見込数）	
		職種	人数



(様式第3号)

栃木県災害福祉支援チームの派遣に関する協定

栃木県(以下、「甲」という。)と(協力法人名)(以下、「乙」という。)は、栃木県災害福祉支援チーム設置運営要領(以下、「チーム要領」という。)に基づき、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1 この協定は、大規模災害(災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。)発生時に、避難所、福祉避難所その他災害の発生時において特別な配慮を必要とする者を受け入れる施設(以下、「避難所等」という。)において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下、「要配慮者」という。)を支援することを目的とした栃木県災害福祉支援チーム(以下、「チーム」という。)の派遣に関して必要な事項を定めるものとする。

(平常時の対応)

第2 乙は、栃木県災害福祉広域支援協議会(以下、「協議会」という。)の活動に協力するものとする。

2 乙は、所属する職員のうち、大規模災害発生時にチーム員として活動可能な者について、県に届け出ることとする。

3 乙は、前項の届出内容に変更が生じたとき又は辞退するときは、速やかに、県に届け出るものとする。

4 甲は、第2項の届出を受けた者で、チーム要領第3条に定める各要件に合致する者のうち、希望する者をチーム員として登録する。なお、チーム員登録名簿については甲が管理することとし、栃木県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)とその内容を共有する。

(大規模災害発生時の対応)

第3 甲は、チーム派遣が必要と判断した場合には、県社協に対し、文書又は口頭によりチーム員の編成を依頼する。

2 前項の依頼を受けた県社協は乙及びチーム員に対し、メール又はFAXにより派遣への協力を要請する。

2 乙は、前項の要請を受けた場合には、チーム員と調整のうえ、県社協に対し、メール又はFAXにより、速やかに派遣の可否を報告する。

(活動内容等)

第4 チームが活動に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者とする。

2 チーム員は、チーム要領第6条に定める活動を行うものとする。

3 チーム員は、施設等の職員の身分をもって前項の活動に従事する。

(費用負担)

第5 甲の要請に基づき活動したチームの活動に要する次の費用は、甲の負担とする。

(1) 活動に従事したことによる日当、超過勤務手当、旅費等の実費

(2) その他の費用で、甲が特に必要と認める費用

(補償)

第6 甲は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入する。

2 前項の費用は、甲の負担とする。

(定めのない事項)

第7 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

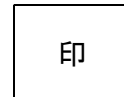
この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 宇都宮市埴田1丁目1番20号  
栃木県  
知事 福田 富



乙



(様式第4号)

## 登録事項変更等届出書

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

法人名

代表者名

(電話番号 )

栃木県災害福祉支援チーム員候補者登録簿で届け出た者の

登録事項に変更が生じた

登録を辞退したい

ので、栃木県災害福祉支援チーム設置運営要領の規定に基づき届け出ます。

変更事項	変更前	変更後
氏名		
所属事業所		
その他		

(様式第5号)

## 栃木県災害福祉支援チーム活動報告書

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

法人名

代表者名

(電話番号 )

栃木県災害福祉支援チームの派遣実績について、栃木県災害福祉支援チーム設置運営要領の規定に基づき届け出ます。

### 記

#### 1 派遣したチーム員

職種	氏名	活動期間	備考

#### 2 振込先口座

金融機関名	預金種目	口座番号	口座名義 (フリガナ)

3 活動内容

年月日	活動内容

4 実費負担額

金 \_\_\_\_\_ 円

(内訳)

対象費用	費用の詳細
消耗品費	
交通費	
宿泊費	
通信運搬費	
有料道路通行料	
その他実費	

※領収書等の証拠書類を添付すること